

## つくば市記者会 御中

発信日：令和7年（2025年）5月23日（金）

発信元：つくば市 こども部 幼児保育課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

# 保育料特別徴収通知書の誤送付について

本来、児童手当から特別徴収することができない令和6年度分の保育料について、特別徴収を実施する旨の通知（保育料特別徴収通知書）を誤って送付していたことが、保育料特別徴収の確認作業中に発覚しました。

なお、本事案による個人情報の流出はなく、現時点で保護者からの問合せ等ありません。

**【発覚日時】** 令和7年5月20日（火）

**【送付件数】** 6月支給分の児童手当に対して実施する保育料特別徴収通知書 26件

### 【原因】

保育料特別徴収は、児童手当法第22条の規定により、市町村長は滞納分の保育料について児童手当から特別徴収ができるものとされており、児童手当法施行令第3条の規定により「当該年度の保育料にのみ特別徴収ができる」とされています。

令和6年10月の法改正により、6月支給分の児童手当の内容が変更（改正前：2・3・4・5月分、改正後：4・5月分）されていましたが、認識不足により従前の児童手当の支給内容に準じて事務手続きを進めてしまったため。

### 【対応】

誤送付した26件の児童手当については、特別徴収されないよう事務処理を行いました。今後、誤送付した保護者に対し、文書でお詫びするとともに訂正の通知を送付します。

### 【再発防止策】

事務取扱いについて、改めて関係法令やマニュアルを確認・順守し、複数の職員で作業手順の確認を行う等、チェック体制を更に強化することで、再発防止に努めます。